

20京大施環化第105号

令和3年1月6日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1

国立大学法人京都大学

学長 湊 長 博

京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設保安規定変更承認申請書に係る
重複する案件について

令和2年9月30日に京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更承認を申請しておりますが（以下、「既申請」という。）、この度、別表第2と別表第2の2に関する記載の変更と、記載事項の一部について記載の適正化を行うための原子炉施設保安規定変更承認を申請しました。（以下、「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、既申請は主に「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の制定について」（令和2年2月5日原子力規制委員会制定）に適合させるためのものであるのに対して、後申請は主に現在運転を停止している臨界実験装置の炉心の制限に関する変更であり、臨界実験装置を早期に運転再開したいことから、後申請案件を既申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、近日中に既申請案件に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：京都大学複合原子力科学研究所 原子炉施設保安規定変更承認申請書
2. 申請日：令和2年9月30日（20京大施環化第51号）
3. 変更の理由
 - ・「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の制定について」（令和2年2月5日原子力規制委員会制定）に適合させるため
 - ・保安規定の見直し、または、記載の適正化のため

【後申請案件】

1. 申請書名：京都大学複合原子力科学研究所 原子炉施設保安規定変更承認申請書
2. 申請日：令和3年1月6日（20京大施環化第104号）
3. 変更の理由
 - ・臨界実験装置の高濃縮ウラン燃料を用いた炉心の制限に関する変更のため
 - ・記載の適正化のため

以 上